訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業第１号訪問事業）重要事項説明書

＜令和８年６月１日現在＞

１．　事業の目的

（訪問介護）

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する。

（第１号訪問事業）

可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図るため、利用者の心身の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するようサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを通じて、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを目的とする。

２．　運営の方針

（訪問介護）

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、援助を行う。事業の実施にあたっては関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

（第１号訪問事業）

利用者の意思及び人格を尊重し、心身状況を把握して、関係機関と連携をとりながら計画を作成、サービスを提供し自立に向けた支援を行う。

３．　事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事　業　所　名	邑南社協西部訪問介護事業所
所　在　地	島根県邑智郡邑南町中野 3848 番地 2
介護保険指定番号	３２７１８００４２１
邑南社協が提供できるその他のサービス	特定福祉用具貸与（介護予防）・特定福祉用具販売（介護予防）居宅介護支援
サービスを提供する地域	邑南町石見地域（旧石見町）　※

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

（２）職員の職種、員数及び職務内容

1、管理者　１名（常勤・兼務）

管理者は事業従業者の管理及び業務の管理を行います。

2、サービス提供責任者　２名（常勤専従１名・常勤兼務１名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・第１号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・第１号訪問事業計画の作成等を行います。

3、訪問介護員　6名（常勤兼務２名、常勤専従１名、非常勤３名）

訪問介護員は指定訪問介護・指定第１号訪問事業の提供にあたります。

（3 ）サービス提供時間帯

営業時間　8時30分～17時15分　（月曜日から日曜日の毎日）

＊営業時間帯以外についてご希望の方はご連絡ください。検討させていただきます。

＊利用時間帯によって早朝・夜間料金がかかります。

４．　サービス内容

（訪問介護）

（１）身体介護

①排泄・食事介助②清拭・入浴、身体整容介助③体位変換、移動・移乗介助、外出介助④起床及び就寝介助⑤服薬介助⑥自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

（２）生活援助

①掃除②洗濯③ベッドメイク④衣類の整理・被服の補修⑤一般的な調理、配下膳⑥買い物、薬の受け取り等

＊利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室等の掃除等は原則として行いません。

＊日常的に行われる家事の範囲を超える行為は行いません。

（３）身体介護と生活援助の組み合わせもできます。

(第１号訪問事業)

自立支援を目的とした生活援助を行います。

５．　利用料金

下記の該当する単位数に、１０円を乗じた額の１割が自己負担となります。ただし、一定以上の所得のある方はサービス利用料負担割合に基づく額の自己負担となります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

（１）訪問介護（要介護１～５の方）の場合

サービス内容	時　間	円/回
身体介護中心	２０分～３０分未満	２６８
身体介護中心	３０分～１時間未満	４２６
身体介護中心	１時間以上（３０分毎）	６２４
生活援助中心	２０分以上４５分未満	１９７
生活援助中心	４５分以上	２４２
身体介護・生活支援	２０分以上４５分未満	３４０

＊当事業所は特定事業所加算(厚生労働大臣が定める基準で体制、人材、重度要介護者等対応要件に適合している)１０％が加算となっています。

＊その他、身体介護と生活援助の混在したサービスの利用料はお問い合わせください。

＊早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後８時）は２５%加算となります。

＊特別地域訪問介護加算の 15%が加算となります。

＊通常の提供地域（邑南町石見地域）を超えて中山間地域等に居住する方にサービスを提供した場合に５％が加算となります。

＊新規または、過去２ヶ月に利用の無かった方にサービス提供責任者が訪問または同行訪問した場合、その月に初回加算 200 単位が加算となります。

＊介護職員等処遇改善加算が１月あたりの総単位数に２８.７％加算となります。

＊利用料の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(訪問介護計画)に定められた目安の時間が基準となります。

＊やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

（２）総合事業第１号訪問事業（事業対象・要支援１・２の方）の場合

区分	程度	円/月
訪問型独自サービスⅠ	要支援１・２の方で週１回程度の訪問が必要な場合	１，１７６
訪問型独自サービスⅡ	要支援１・２の方で週２回程度の訪問が必要な場合	２，３４９
訪問型独自サービスⅢ	要支援２の方で週 2 回を超える程度の訪問が必要な場合	３，７２７

＊特別地域介護予防訪問介護加算の 15%が加算となります。

＊通常の提供地域を超えて中山間地域等に居住する方にサービスを提供した場合

に５％が加算となります。

＊新規または、過去２ヶ月に利用の無かった方にサービス提供責任者が訪問または同行訪問した場合その月に２００単位が加算となります。

＊介護職員処遇改善加算が１月あたりの総単位数に２８.７％が加算となります。

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただく場合があります。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡をください。（連絡先　電話９５－００９０）

ご利用の２４時間前までにご連絡頂いた場合	無　　料
ご利用の１２時間前までにご連絡頂いた場合	当該基本料の２５％
ご利用の１２時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料の５０％

第１号訪問事業の方は、定額範囲の料金の為キャンセル料は発生致しません。

（４）その他

①利用者の住まいで，サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

②通院・外出介助等で交通機関利用費用等発生した場合は実費負担となります。

（５）料金の支払方法

毎月、２０日までに前月分の請求をいたします。月末までにお支払いください。

支払方法は、口座自動引き落とし（ご利用いただける金融機関　島根県農業協同組合・山陰合同銀行・島根中央信用金庫・ゆうちょ銀行）を原則としますが、金融振込、現金集金の３通りの中からご契約の際に選べます。尚、口座引落の場合の手数料は事業主が負担しますが金融振込みの手数料は利用者負担となります。

６．緊急時の対応

（１）サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先住所	
	電　話	
ご家族	氏　名	
	連絡先住所	
	電　話	

（２）

事故発生時における対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は管理者・家族等に連絡すると同時に、

邑南町社会福祉協議会事故発生マニュアルに従い対応します。

（３）災害発生時における対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は管理者・家族等に連絡すると同時に、邑南町社会福祉協議会非常災害時対応マニュアルに従います。

７．ハラスメント防止

ハラスメントに関する事業所の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。利用者、家族等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、各種ハラスメントに対して従業者の就業環境が害された場合はサービス利用を一時中止させていただく場合があります。

８．虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：　管理者　寺本 美紀

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（３）虐待防止のための指針を整備しています。

（４）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（５）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

９.業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10．衛生管理について

（１）訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。

（３）感染症の予防及びびまん延防止のため、次に掲げる措置を講じます。

①感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備しています。

②対策を検討する委員会を設備し、その結果を従業者に周知徹底しています。

③従業者に対し、定期的な研修及び訓練を実施しています。

・第三者評価の実施

提供する福祉サービス第三者評価については実施しておりません。

１１・サービス内容に関する相談・苦情の窓口

受付時間　　月曜日～金曜日　　午前８：３０～午後５：１５

（１）当事業所利用者相談・苦情担当者

訪問介護事業　　管理者・サービス提供責任者　　寺本 美紀

サービス提供責任者　　椿 優子

電話　０８５５－９５－００９０

ＩＰ電話　０５０－５２０７－３７２０

（２）邑南社協苦情受付担当者　　石橋 広美

邑南社協苦情解決責任者　　事務局長　　渡邊　健二

電話　０８５５－８４－０３３２

ＩＰ電話　０５０－５２０７－５４３４

（３）その他、当社以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①邑南町役場　地域包括支援センター

電話　０８５５－９５－１１１５

各支所窓口業務部福祉係　瑞穂支所　８３－１１２２

羽須美支所　８７－０２２３

②　邑智郡総合事務組合　電話　０５８８－７２－３５３５

受付時間　　月曜日～金曜日　　午後９：００～午後５：００

③島根県国民健康保険団体連合会　介護サービス苦情相談窓口

電話　０８５２－２１－２８１１

１２．当法人の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　邑南町社会福祉協議会

代表者役職・氏名　　会　　長　　石　橋　　純　二

所在地　　島根県邑智郡邑南町高見４８５番地１

電話番号　　０８５５－８４－０３３２

契約締結のため以下の確認をします

令和　　年　　月　　日

訪問介護（第１号訪問事業）の提供開始に当たり，利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　　島根県邑智郡邑南町中野 3848 番地 2

名　称　　社会福祉法人　邑南町社会福祉協議会

邑南社協西部訪問介護事業所

説明者　　サービス提供責任者

氏　名　　印

私は，本書面により、事業者から訪問介護（第１号訪問事業）についての重要事項の説明を受けました。この説明を理解し、訪問介護（第１号訪問事業）サービスの実施を承諾致します。

利用者　　住所　邑智郡邑南町

氏名　　印

家　族　　住所

又は代理人

氏名　　印